



**障がいのある人・
家族が所有する
軽自動車税の減免**

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、期限までに役場税務課で減免申請をしてください。

なお、前年度に減免を受け、今年度も減免を希望される方は、対象車両、障害等級、運転者ならびに運転免許証の登録内容などに変更がなければ継続して減免となるため申請の必要はありません。

◆対象車両
次のどちらかの要件をみたす軽自動車など

○身体に障がいのある人が所有している軽自動車などで本人または家族の方が運転する

もの

○身体に障がいのある人で年齢18歳未満の方、または精神に障がいのある人と生計を同じにしている家族が所有している軽自動車などで家族の人が運転するもの

※減免を受けることができる自動車は、普通自動車も含め、一人1台です。普通自動車税の減免との重複はできません。

詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

◆受付期限 4月19日(木)

◆必要書類
軽自動車税納付書・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているもの)、印鑑、運転免許証

◆申請・問い合わせ先
税務課

☎0859・54・5208

**平成24年度
固定資産税の
縦覧・閲覧**

平成24年度の固定資産税の

縦覧(閲覧)期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

縦覧・・縦覧帳簿

◆期間 4月1日～5月31日(土・日・祝は除く)

◆場所 税務課

◆縦覧できる方
土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。)

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

◆縦覧できる内容

○土地・所在、地番、地目、地積、価格

○家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額は記載されません。

◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料 無料

◆その他
縦覧帳簿のコピーはできません。

閲覧・・名寄帳

◆期間
閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

◆場所 税務課、各支所総合窓口課

◆閲覧できる方
納税義務者、納税管理人、同居の家族

◆必要なもの
本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

◆手数料
縦覧期間中は閲覧料は無料

◆その他
名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

◆問い合わせ先
税務課

☎0859・54・5208

**平成24年3月分から
協会けんぽ鳥取支部の
健康保険料率が変わります**

現行 **9.48%** → 平成24年3月分から **9.98%**

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率1.55%が加わります。

協会けんぽ鳥取支部は、皆さまの健康保持・増進のための取り組み(健診・特定保健指導実施率の向上、現金給付適正化、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化等)を推進するとともに、国に対しさらなる国庫補助の増額などを求めています。

ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

◆問い合わせ先 協会けんぽ鳥取支部
担当：企画総務グループ ☎0857-25-0051